

2 1 建 企 第 3 0 8 号
平成 2 1 年 8 月 1 9 日

各 振 興 局 長
関係各部局主管課長
土木部関係地方機関長
土木部各課（室）長
教育庁教育環境整備課長
警察本部会計課長
三 公 社 理 事 長
（財）長崎県建設技術
研究センター理事長

様

長崎県建設工事入札手続等検討
委員会 事務局長（建設企画課長）
（ 公 印 省 略 ）

現場施工の着手日を指定して発注する工事における、監理
技術者等の配置期間・専任期間及び、現場代理人の配置期
間・常駐期間の取り扱いについて（通知）

既発注関連工事との工程調整等を行うため、現場施工の着手日を指定して発注する工事において、現場施工に着手するまでの期間が長期になる場合の、監理技術者等の配置期間・専任期間及び、現場代理人の配置期間・常駐期間を軽減するため、その取扱いを下記のとおり定めましたので、通知します。

記

1. 背景

長崎県が発注する建設工事において、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）の専任義務については、監理技術者制度運用マニュアルに基づき、発注者と建設業者の間でその期間を明確にした場合は、現場への専任は不要となる。ただし、この場合でも配置技術者であることは求めており、他工事の専任技術者にはなれず、他工事の専任技術者が当該工事の配置技術者にはなれない。

このことは、既発注関連工事との工程調整等を行うため、発注者が現場施工の着手日を指定して発注する工事で、通常の工事準備期間よりも現場施工に着手するまでの期間が大幅に長くなる場合においても同様であり、工事の発注時期により過度に技術者を拘束してしまうことになる。

そこで、指定する着手日まで全部の工事施工を行わないため、監理技術者等の配置を免除できると発注者が判断した場合は、その旨、公告、特記仕様書に記載し、建設業者の負担軽減を図ることとする。

2. 対象工事

長崎県が指名競争入札又は事後審査型一般競争入札により、現場施工の着手日を指定して発注する建設工事のうち、指定した現場施工の着手日までの期間は、監理技術者等の配置を免除できると発注者が判断し、その旨公告・特記仕様書に記載された工事

3. 監理技術者等の配置期間と専任期間

(1) 指名競争入札

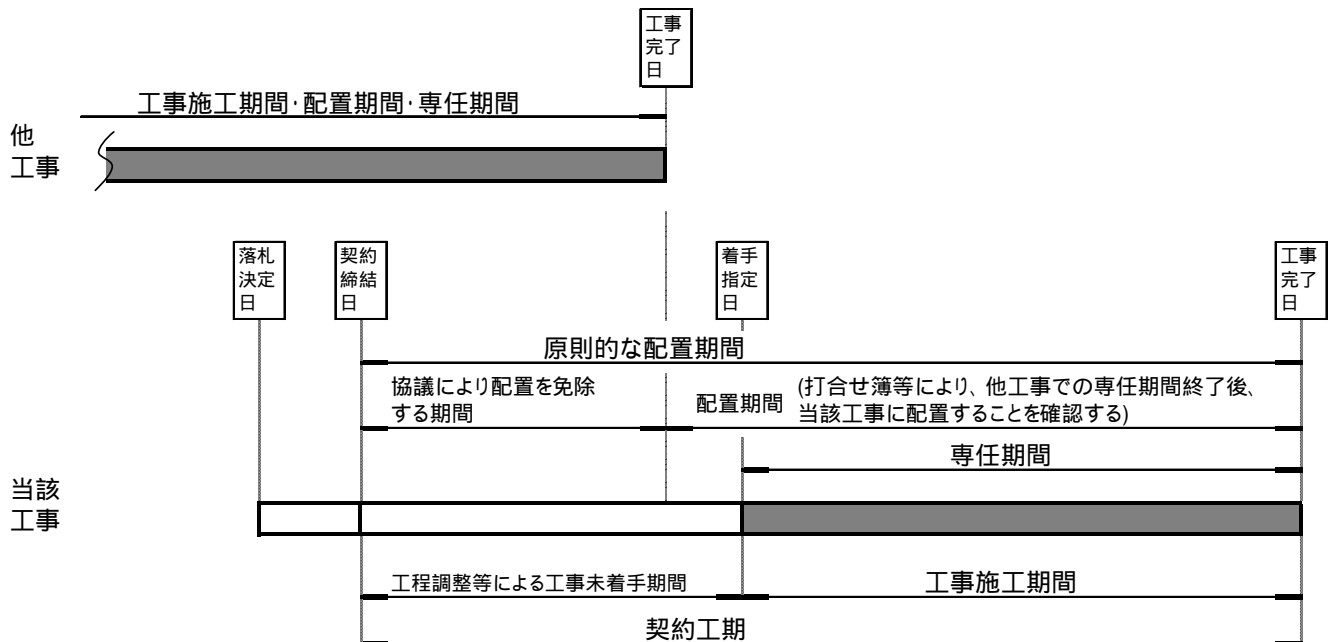
専任期間の開始日は、着手指定日とする。

配置期間の開始日は、原則として契約締結日からとするが、契約締結日から技術者を配置できない場合は、現場代理人決定(変更)通知書提出時において、打合せ簿により、他工事の専任期間終了日を明示した上で、契約締結日から着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を確認する。

(2) 事後審査型一般競争入札

競争参加資格の審査時においては、配置予定技術者の着手指定日での専任性のみ確認を行う。

専任期間の開始日及び、配置期間の開始日は、指名競争入札と同じ取扱いとする。



配置技術者の配置を免除することにより、当該工事の現場施工着手指定日の前日までに完了する他の工事現場の配置技術者を、当該工事の配置技術者とすることが可能となる。ただし、どちらの工事も建設業法第26条第3項に該当せず配置技術者の専任が求められていない工事であれば、配置技術者の配置免除の協議は不要。

4. 現場代理人の配置期間と常駐期間

現場代理人の常駐期間は、監理技術者等の専任期間と同一とする。

現場代理人の配置期間及び配置を免除する期間の取扱いについては、監理技術者の配置期間と同一とする。

5. 現場施工着手指定日において、配置技術者を配置できない場合の取り扱い

他の工事現場の工期が延長され、配置予定技術者を当該工事に配置できなくなり、更に要件を備えた他の技術者も配置できず、現場施工着手指定日に現場施工に着手できない場合は、長崎県建設工事標準請負契約書 第48条第1項第1号及び同3号に該当するものとし、契約を解除する。その場合、請負者は発注者に同条第2項に定める違約金を支払わなければならない。

6. 公告及び特記仕様書記載例

公告記載例)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 省略

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する「事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、平成 年 月 日(現場施工着手指定日)からとする。又、技術者の配置については、原則として契約締結日からとするが、配置できない場合は、契約締結日から平成 年 月 日(現場施工着手指定日の前日)までの間で配置を免除する期間を協議できる。

特記仕様書)

施工条件明示欄に追加

1. 工程関係

・ 本工事に先行して発注した 工事の 工が完了する、平成 年 月 日を本工事の現場施工に着手する日として指定する。

・ 配置技術者・現場代理人関係

- ・ 配置技術者・現場代理人の配置については、原則として契約締結日からとするが、配置できない場合は、契約締結日から現場施工着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を協議できる。
- ・ 配置技術者・現場代理人の配置免除の協議に当たっては、現場代理人決定(変更)通知書提出時において、打合せ簿により、他工事の専任期間終了日を明示した上で、その期間を確認する。
- ・ 配置技術者の専任・現場代理人の常駐については、平成 年 月 日(現場施工着手指定日)からとする。

「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいう。「専任」を要しない期間であっても、配置技術者として配置されている期間は他の工事現場の専任技術者にはなれず、他工事の専任技術者が当該工事の配置技術者にはなれない。

本工事の現場施工着手指定日の前日までに完了する他の工事現場の配置技術者(現場代理人)を、本工事の配置技術者(現場代理人)とする場合は、前記 に基づき、配置技術者の配置免除の協議を行わなければならない。ただし、どちらの工事も建設業法第26条第3項に該当せず配置技術者の専任が求められていない工事であれば、配置技術者の配置免除の協議は不要。(現場代理人も同一人物が兼務するのであれば現場代理人の協議は必要)

7. 適用日

本通知日以降に入札公告する工事又は入札執行通知する工事で、対応可能な工事から適用する。

8. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095 - 894 - 3027
- ・FAX番号 : 095 - 894 - 3461
- ・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp

(社) 長 崎 県 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 中 小 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 造 園 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 ほ 装 協 会
(社) 長 崎 県 工 務 店 連 合 会
(社) 長 崎 県 下 水 道 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 管 工 事 協 会
(社) 長 崎 県 港 湾 漁 港 建 設 業 協 会
(社) 長 崎 県 建 造 物 解 体 工 業 会
(社) 長 崎 県 ト ン ネル 協 会

会 長 様

長 崎 県 土 木 部 長

現場施工の着手日を指定して発注する工事における、監理
技術者等の配置期間・専任期間及び、現場代理人の配置期
間・常駐期間の取り扱いについて（通知）

既発注関連工事との工程調整等を行うため、現場施工の着手日を指定して発注する工事において、現場施工に着手するまでの期間が長期になる場合の、監理技術者等の配置期間・専任期間及び、現場代理人の配置期間・常駐期間を軽減するため、その取扱いを下記のとおり定めましたので、通知します。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いします。

記

1. 背景

長崎県が発注する建設工事において、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）の専任義務については、監理技術者制度運用マニュアルに基づき、発注者と建設業者の間でその期間を明確にした場合は、現場への専任は不要となる。ただし、この場合でも配置技術者であることは求めており、他工事の専任技術者にはなれず、他工事の専任技術者が当該工事の配置技術者にはなれない。

このことは、既発注関連工事との工程調整等を行うため、発注者が現場施工の着手日を指定して発注する工事で、通常の工事準備期間よりも現場施工に着手するまでの期間が大幅に長くなる場合においても同様であり、工事の発注時期により過度に技術者を拘束してしまうことになる。

そこで、指定する着手日まで全部の工事施工を行わないため、監理技術者等の配置を免除できると発注者が判断した場合は、その旨、公告、特記仕様書に記載し、建設業者の負担軽減を図ることとする。

2. 対象工事

長崎県が指名競争入札又は事後審査型一般競争入札により、現場施工の着手日を指定して発注する建設工事のうち、指定した現場施工の着手日までの期間は、監理技術者等の配置を免除できると発注者が判断し、その旨公告・特記仕様書に記載された工事

3. 監理技術者等の配置期間と専任期間

(1) 指名競争入札

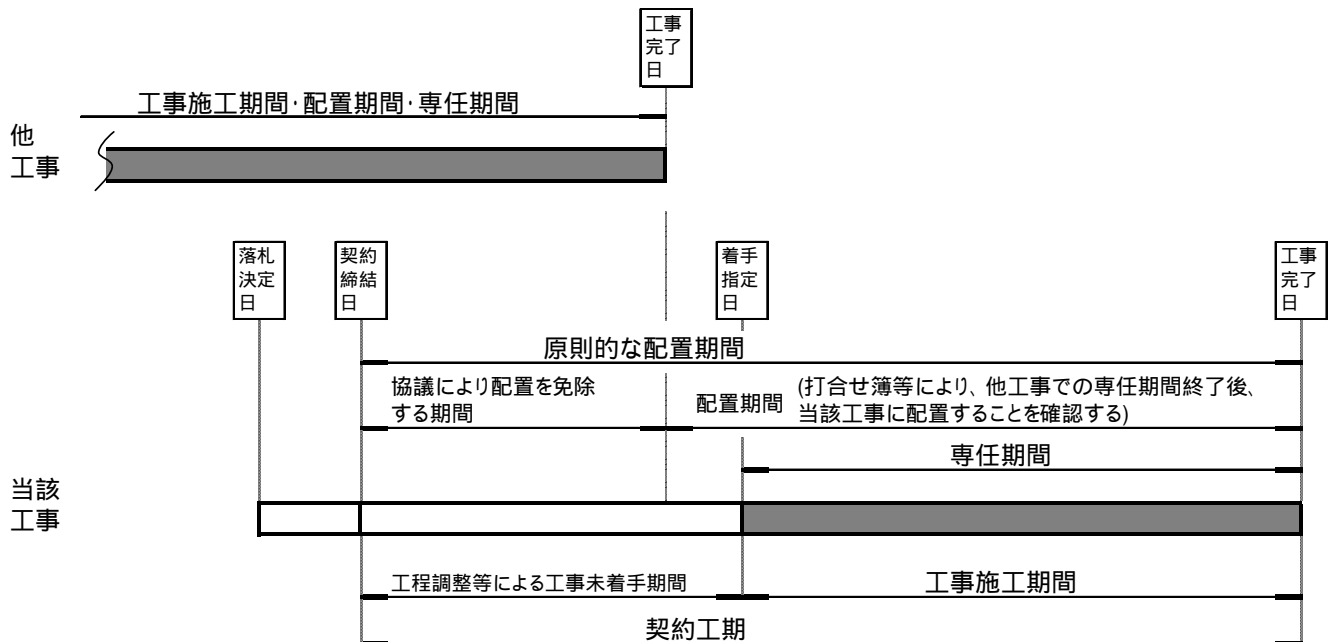
専任期間の開始日は、着手指定日とする。

配置期間の開始日は、原則として契約締結日からとするが、契約締結日から技術者を配置できない場合は、現場代理人決定(変更)通知書提出時において、打合せ簿により、他工事の専任期間終了日を明示した上で、契約締結日から着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を確認する。

(2) 事後審査型一般競争入札

競争参加資格の審査時においては、配置予定技術者の着手指定日での専任性のみ確認を行う。

専任期間の開始日及び、配置期間の開始日は、指名競争入札と同じ取扱いとする。



配置技術者の配置を免除することにより、当該工事の現場施工着手指定日の前日までに完了する他の工事現場の配置技術者を、当該工事の配置技術者とすることが可能となる。ただし、どちらの工事も建設業法第26条第3項に該当せず配置技術者の専任が求められていない工事であれば、配置技術者の配置免除の協議は不要。

4. 現場代理人の配置期間と常駐期間

現場代理人の常駐期間は、監理技術者等の専任期間と同一とする。

現場代理人の配置期間及び配置を免除する期間の取扱いについては、監理技術者の配置期間と同一とする。

5. 現場施工着手指定日において、配置技術者を配置できない場合の取り扱い

他の工事現場の工期が延長され、配置予定技術者を当該工事に配置できなくなり、更に要件を備えた他の技術者も配置できず、現場施工着手指定日に現場施工に着手できない場合は、長崎県建設工事標準請負契約書 第48条第1項第1号及び同3号に該当するものとし、契約を解除する。その場合、請負者は発注者に同条第2項に定める違約金を支払わなければならない。

6. 公告及び特記仕様書記載例

公告記載例)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 省略

(2) 実施要綱第20条第1項に規定する「事後審査型入札に係る競争参加資格審査申請書」の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件をすべて満たす者であること。ただし、配置技術者に関する条件中の技術者の専任については、平成 年 月 日(現場施工着手指定日)からとする。又、技術者の配置については、原則として契約締結日からとするが、配置できない場合は、契約締結日から平成 年 月 日(現場施工着手指定日の前日)までの間で配置を免除する期間を協議できる。

特記仕様書)

施工条件明示欄に追加

2. 工程関係

- ・ 本工事に先行して発注した 工事の 工が完了する、平成 年 月 日を本工事の現場施工に着手する日として指定する。
- ・ 配置技術者・現場代理人関係
- ・ 配置技術者・現場代理人の配置については、原則として契約締結日からとするが、配置できない場合は、契約締結日から現場施工着手指定日の前日までの間で配置を免除する期間を協議できる。
- ・ 配置技術者・現場代理人の配置免除の協議に当たっては、現場代理人決定(変更)通知書提出時において、打合せ簿により、他工事の専任期間終了日を明示した上で、その期間を確認する。
- ・ 配置技術者の専任・現場代理人の常駐については、平成 年 月 日(現場施工着手指定日)からとする。

「専任」とは、他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないことをいう。「専任」を要しない期間であっても、配置技術者として配置されている期間は他の工事現場の専任技術者にはなれず、他工事の専任技術者が当該工事の配置技術者にはなれない。

本工事の現場施工着手指定日の前日までに完了する他の工事現場の配置技術者(現場代理人)を、本工事の配置技術者(現場代理人)とする場合は、前記 に基づき、配置技術者の配置免除の協議を行わなければならない。ただし、どちらの工事も建設業法第26条第3項に該当せず配置技術者の専任が求められていない工事であれば、配置技術者の配置免除の協議は不要。(現場代理人も同一人物が兼務するのであれば現場代理人の協議は必要)

7. 適用日

本通知日以降に入札公告する工事又は入札執行通知する工事で、対応可能な工事から適用する。

8. 問い合わせ先

長崎県 土木部 建設企画課 公共工事契約指導班

- ・電話番号 : 095 - 894 - 3027
- ・FAX番号 : 095 - 894 - 3461
- ・メールアドレス : s08080@pref.nagasaki.lg.jp